

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 檢 查 要 領

B 編

船級検査

鋼船規則 B 編

鋼船規則検査要領 B 編

2010 年 第 1 回 一部改正

2010 年 第 1 回 一部改正

2010 年 4 月 15 日 規則 第 13 号／達 第 30 号

2010 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

2010 年 2 月 23 日 理事会 承認

2010 年 4 月 5 日 国土交通大臣 認可

ClassNK

財団法人 日本海事協会

鋼 船 規 則

規
則

B 編 船級検査

2010 年 第 1 回 一部改正

2010 年 4 月 15 日 規則 第 13 号

2010 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

2010 年 2 月 23 日 理事会 承認

2010 年 4 月 5 日 国土交通大臣 認可

2010 年 4 月 15 日 規則第 13 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

1 章 通則

1.1 検査

1.1.6 の表題を次のように改める。

1.1.6 検査の項目，範囲及び程度の変更並びに一部省略

-1.を次のように改める。

-1. 定期的検査及び機関計画検査においては，船舶~~或~~あるいは機関の大きさ，用途，構造，船齢，経歴，前回の検査の成績及び現状に応じて，本会が適当と認める場合は，本編 3 章から 9 章までに定める検査の項目，範囲及び程度を変更することがある。

5 章 定期検査

5.2 船体、艤装、消火設備及び備品の定期検査

5.2.2 現状検査

-1.を次のように改める。

-1. 定期検査では、**4.2.2** に規定する現状検査に加え、すべてのビルジ管装置及びバラスト管装置について詳細に検査を行う。なお、暴露甲板に設置される自動閉鎖式空気管頭並びに機関室及び貨物区域の通風筒及びその閉鎖装置については、詳細な検査を行わなければならない。

5.2.5 構造部材等の精密検査

表 B5.6-1 及び表 B5.6-2 を次のように改める。

表 B5.6-1(1) ばら積貨物船（鉱石運搬船を除く。）の精密検査の対象部材

定期検査	対象部材
二重船側構造ばら積貨物船以外のばら積貨物船に対する要件*1	
建造後 5 年以下の船舶 に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	1. すべての貨物倉内の端部肘板及び該部の船側外板を含むすべての倉内肋骨全体 (A) 2. 貨物倉内の任意に選定された 2 個の横隔壁及び残りの横隔壁の下端部 (防撓材を含む) (C) 3. 各種のバラストタンク (トップサイドタンク又はビルジホッパタンク) のそれぞれ 2 個の代表的なタンク内の各 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材 (関連板部材及び縦通肋骨を含む) (B) 4. 貨物倉内の空気管及び測深管の内底直上の部分
建造後 5 年を超え 10 年 以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	1. すべての貨物倉内の端部肘板及び該部の船側外板を含むすべての倉内肋骨全体 (A) 2. すべての貨物倉内の横隔壁 (防撓部材を含む。) (C) 3. バラストタンクとして使用されるトップサイドタンク及びビルジホッパタンクからそれぞれ 1 個を任意に選定し、それらのタンク内の半数程度のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材 (関連の板部材及び縦通肋骨を含む。), 並びに各隔壁の上端及び下端部 (B) 4. 前 3. のタンクを除く, すべてのバラストタンク内の 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材 (関連の板部材及び縦通肋骨を含む。) (B) 5. 1 個のバラストタンクにおける前後両端の横隔壁 (防撓材を含む。) (B) 6. 甲板口側線内における甲板のすべての板及び甲板下構造部材 7. <u>第 1 回定期検査の 4. の要件に同じ貨物倉内の管装置全体。検査員が必要と認める場合には気密試験を行うこと。</u>
建造後 10 年を超え 15 年 以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	1. すべての貨物倉内の端部肘板及び該部の船側外板を含むすべての倉内肋骨全体 (A) 2. すべての貨物倉内の横隔壁 (防撓部材を含む。) (C) 3. 各バラストタンク内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材 (関連の板部材及び縦通肋骨を含む。), 並びにすべての横隔壁 (防撓部材を含む) (B) 4. 第 2 回定期検査の 6. 及び 7. の要件に同じ
建造後 15 年を超える船舶 に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	1. 第 3 回定期検査に同じ

表 B5.6-1(2) ばら積貨物船（鉱石運搬船を除く。）の精密検査の対象部材

定期検査	対象部材
二重船側構造ばら積貨物船（鉱石運搬船を除く。）に対する要件	
建造後 5 年以下の船舶 に対する定期検査 （第 1 回定期検査）	1. 貨物倉内の任意に選定された 2 個の横隔壁及び残りの横隔壁の下端部（防撓材を含む。）(C) 2. 各種のバラストタンクのそれぞれ 2 個の代表的なタンク（最も船首よりのトップサイドタンク及び船側タンクを各 1 個以上含むこと）内の各 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材（関連板部材及び縦通肋骨を含む。）(B) 3. 貨物倉内の空気管及び測深管の内底直上の部分
建造後 5 年を超え 10 年 以下の船舶に対する定期検査 （第 2 回定期検査）	1. 各貨物倉内の 1 個の横隔壁及び残りの横隔壁の下端部（防撓部材を含む。）(C) 2. バラストタンクとして使用されるトップサイドタンク、ビルジホップタンク及び船側タンクからそれぞれ 1 個を任意に選定し、それらのタンク内の半数程度のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材（関連の板部材及び縦通肋骨を含む。）(B) 3. 前 2. のタンクを除く、すべてのバラストタンク内の 1 個のトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材（関連の板部材及び縦通肋骨を含む。）(B) 4. 1 個の横断面におけるトップサイドタンク、ビルジホップタンク及び船側タンク内の前後両端の横隔壁（防撓材を含む。）(B) 5. 最も船首よりの両舷の船側バラストタンクにおいて、タンクの前後部及び中央部の両側から適当な数（合計が少なくとも当該タンクにおける総数の 1/4 程度の数）の船側及び縦通隔壁に付く縦通肋骨又は防撓材 (A) 6. 甲板口側線内における甲板のすべての板及び甲板下構造部材 7. <u>第 1 回定期検査の 3. の要件に同じ貨物倉内の管装置全体。検査員が必要と認める場合には気密試験を行うこと。</u>
建造後 10 年を超え 15 年 以下の船舶に対する定期検査 （第 3 回定期検査）	1. すべての貨物倉内の横隔壁（防撓部材を含む。）(C) 2. 各バラストタンク内のすべてのトランスリング又はこれに類する主要内部構造部材（関連の板部材及び縦通肋骨を含む）、並びにすべての横隔壁（防撓部材を含む。）(B) 3. 各船側バラストタンクにおいて、タンクの前後部及び中央部の両側から適当な数（合計が少なくとも当該タンクにおける総数の 1/4 程度の数）の船側及び縦通隔壁に付く縦通肋骨又は防撓材 (A) 4. 第 2 回定期検査の 6. 及び 7. の要件に同じ
建造後 15 年を超える船舶 に対する定期検査 （第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査）	1. 各船側バラストタンクにおけるすべての船側及び縦通隔壁に付く縦通肋骨又は防撓材 (A) 2. 第 3 回定期検査の 1., 2. 及び 4. の要件に同じ

(備考)

- (1) 二重船側構造ばら積貨物船の船側タンクは、トップサイドタンク又はビルジホップタンクに連結されていても、単独のタンクとして扱うこと。
- (2) 表中の(A)から(C)の記号は次のような意味を持つ。
 (A): 貨物倉の倉内肋骨又は船側タンク内の船側及び縦通隔壁に付く縦通肋骨又は防撓材
 (B): トップサイドタンク、ビルジホップタンク、船側タンク及び船首尾タンク内のトランスリング又は水密横隔壁（関連構造部材を含む。）
 (C): 上部又は下部スツールを備える場合は当該スツール斜板及びその内部構造材を含む。
- (3) 貨物倉内の横隔壁に対する精密検査は、少なくとも次の(i)から(iv)の箇所について行うこと。
 (i) 下部スツールのない船舶にあつては、内底板との取り付け部の近傍並びにガセットプレート（設けられている場合）及びシェダープレートの上部近傍
 (ii) 下部スツールを有する船舶にあつては、下部スツール頂板の上下部近傍及びシェダープレートの上部近傍
 (iii) 隔壁の中央部付近
 (iv) 甲板との取り付け部の近傍及びトップサイドタンクとの取り付け部の近傍並びに上部スツールを有する船舶にあつては、上部スツール底板の下部近傍

*1: 単船側構造の貨物倉及び二重船側構造の貨物倉が混在する場合、二重船側構造の貨物倉及び船側タンクについては、二重船側構造ばら積貨物船に対する要件を適用する。

表 B5.6-2 鉱石運搬船の精密検査の対象部材

定期検査	対象部材
建造後 5 年以下の船舶に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	1 個の船側バラストタンク内の 1 個のトランスリング (A) 1 個の船側バラストタンク内の 1 個の横隔壁の下部 (D) - 貨物倉内の任意に選定された 2 個の横隔壁及び残りの横隔壁の下端部 (防撓材を含む) (E) - 貨物倉内の空気管及び測深管の内底板直上の部分
建造後 5 年を超え 10 年以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	1 個の船側バラストタンク内のすべてのトランスリング (A) - 残りの船側バラストタンク内の各 1 個の甲板横桁 (B) 1 個の船側バラストタンク内の前後両端の横隔壁の全体 (C) - 残りのバラストタンク内の各 1 個の横隔壁の下部 (D) - 各貨物倉内の 1 個の横隔壁及び残りの横隔壁の下端部 (防撓部材を含む。) (E) - 甲板口側線内における甲板のすべての板及び甲板下構造部材 貨物倉内の空気管及び測深管の内底直上の部分 貨物倉内の管装置全体。検査員が必要と認める場合には気密試験を行うこと。
建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	- すべてのバラストタンク内のすべてのトランスリング (A) - すべてのバラストタンク内のすべての横隔壁の全体 (C) - 船側のすべての空所内の各 1 個のトランスリング(A)。ただし、検査員が必要と認める場合は、トランスリングを追加して検査することがある。 - すべての貨物倉内の横隔壁 (防撓部材を含む。) (E) - 甲板口側線内における甲板のすべての板及び甲板下構造部材第 2 回定期検査の 6.及び 7.の要件に同じ 貨物倉内の空気管及び測深管の内底直上の部分
建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	第 3 回定期検査に同じ

(備考)

(1) 表中の(A)から(E)の記号は次のような意味を持つ。

(A) : 支材及びトランスリングに隣接する構造部材, 例えば外板, 縦通隔壁, 縦通肋骨, 肘板等を含む。

(B) : 甲板桁に隣接する甲板構造部材, 例えば甲板, 縦通肋骨, 肘板等を含む。

(C)及び(D) : 立て桁と水平桁及び横隔壁に隣接する構造部材, 例えば縦通隔壁, 内底板, 斜板, 船底桁板, 肘板, 防撓材等を含む。

(E) : 上部又は下部スツールを備える場合は当該スツール斜板及びその内部構造材を含む。

(2) 貨物倉内の横隔壁に対する精密検査は, 少なくとも次の(i)から(iv)の箇所について行うこと。

(i) 下部スツールのない船舶にあつては, 内底板との取り付け部の近傍並びにガセットプレート (設けられている場合) 及びシェダープレートの上部近傍

(ii) 下部スツールを有する船舶にあつては, 下部スツール頂板の上下部近傍及びシェダープレートの上部近傍

(iii) 隔壁の中央部付近

(iv) 甲板との取り付け部の近傍及び船側タンクとの取り付け部の近傍並びに上部スツールを有する船舶にあつては, 上部スツール底板の下部近傍

6 章 船底検査

6.1 船底検査

表 B6.1 を次のように改める。

表 B6.1 船底検査の項目

検査項目	備考
1 竜骨を含む外板，船首材及び船尾材	・腐食を生じやすい箇所，構造の不連続部及び外板の開口部は特に注意して検査する。この際，外板の開口部に取り付けられた格子板を取り外さなければならない。ただし，検査員が差し支えないと認める場合は，格子板の取り外しを省略することができる。
2 舵	・持ち上げ又は取り外して，舵板，ピントル，ストック，カップリング及び船尾材の現状検査を行なう。検査員が必要と認めた場合は舵について表 B2.1 に掲げる圧力試験を要求することがある。ただし，各軸受部の間隙計測等により，検査員が現状良好と認める場合は，持ち上げ又は取り外しを省略して差し支えない。
3 乾舷甲板下の排水管，その他の排出管及び海水吸入管（ディスタンスピースを含む。）並びに外板，シーチェスト又は外板付ディスタンスピースに取り付けられた弁及びコック	・弁及びコックは，要部を開放して検査し，これらを取り付けるボルト又はスタッドを検査する。ただし，前回の船底検査時にそれらの弁及びコックの開放検査が行われ，検査員が差し支えないと認める場合は，弁及びコックの要部の開放を省略することができる。
4 船尾管後端又は張出し軸受の軸受部	・プロペラ軸及び船尾管軸との間隙又は軸降下量の計測
5 船尾管シール装置及び張出し軸受シール装置	・油潤滑式の場合，効力を確認する。
6 プロペラ	・可変ピッチプロペラの場合は，変節機構を作動状態で検査する。
7 アンカー，アンカーチェーン，索，ホーズパイプ，チェーンロッカー及びチェーン係止装置	・定期検査に行う船底検査では，アンカー及び索を適当な場所に整備し，アンカーチェーンは適当に整列して，すべてのチェーン及びチェーン用部品が揃っていることを確認するとともに外観を検査する。第 2 回定期検査以降の定期検査では，アンカーチェーンの径を計測し，アンカーチェーン各連においてリンクの最も衰耗している部分の平均直径が，規則 C 編 27.1.1 による要求直径の 12% 以上減少している場合には，当該連を取り替えない。
8 船体の区画及びタンク	・該当する内部検査，精密検査及び板厚計測（事前に実施されていない場合） (i) 定期検査の時期に行う船底検査又は 4.1.1-2. の規定により行われる上架した船底検査の場合，少なくとも貨物倉／貨物タンク及びバラスタンの軽荷状態における喫水線より下方にある部分について必ず行わなければならない。 (ii) 1.1.6-6. に示す時期に行う船底検査の場合，実行可能な限り行わなければならない。
9 水中検査のための設備等	・ 6.1.2 の規定により水中検査実施が承認されている船舶にあつては，入渠又は上架して行う船底検査において，6.1.2-3. に掲げる事項が適切な状態に保持されていることを確認する。

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2010 年 4 月 15 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

1 章 通則

1.1 検査

1.1.2 船級維持検査

-1.を次のように改める。

-1. 船級の登録を受けた船舶（鋼製はしけ，潜水船，海洋構造物及び作業船等，浮体式海洋石油・ガス生産，貯蔵，積出し設備を除く。）は，本編 **3 章** から **9 章** の規定に従って本会検査員による船級維持検査を受けなければならない。なお，鋼製はしけ，潜水船，海洋構造物及び作業船等，浮体式海洋石油・ガス生産，貯蔵，積出し設備の船級維持検査については，それぞれ本編 **10 章**，**11 章**，**12 章**，**14 章** の規定による。また，登録事項の内容を変更する必要がある場合については，上記規定によるほか，2.5 の規定によらなければならない。

2 章 登録検査

2.5 登録事項の変更

2.5.1 を次のように改める。

2.5.1 改造検査

~~既に船級の登録を受けた船舶が、その船体、艀装又は機関について、改造を行う場合、本会は登録事項の内容を変更する必要がある部分について本章の製造中登録検査に対する規定を適用する。~~

船級の登録を受けた船舶が、その船体、艀装又は機関について修理、変更もしくは改造又はこれらに関連する艀装（以下、「改造等」という。）が行われる場合にあっては、少なくとも、該船舶が従来適用されていた要件に引き続き適合しなければならない。また、当該船舶が建造された後の規則改正により、建造時に適用されていなかった要件が規定されている場合については、原則として、改造等の時点で有効なこれらの要件について、少なくとも当該改造等の前と同じ程度の適合を確保しなければならない。船舶の主要な要目等に影響を及ぼす改造等を行う場合にあっては、本会が特に認める場合を除き、当該船舶は、改造等の時点で有効な要件に適合しなければならない。

附 則（改正その2）

1. この規則は、2010 年 4 月 15 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に改造の契約を行った船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.6 船上に保持すべき図面等

-2.を次のように改める。

-2. 国際航海に従事する船舶にあつては、次に掲げる図面等のうち該当するものを含む船体コンストラクションファイルが船舶に備えられていることを確認する。この場合、前-1.に規定する図面等を二重に保持することを要しない。

- (1) 2.1.7 に規定する船体構造に関する完成図
- (2) 次に掲げる手引書等
 - (a) ドア及び内扉に関する操作及び保守マニュアル（C 編 23.3.10 及び 23.4.9 又は CS 編 21.3.10 及び 21.4.9）
 - (b) 損傷制御図（C 編 33.3.1）
 - (c) ローディングマニュアル（C 編 34 章又は CS 編 25 章）
 - (d) 復原性資料（U 編 1.2.1, N 編 2.2.2, S 編 2.2.2）
- (3) 点検設備に関する手引書（C 編 35.2.6 又は CS 編 26.2.6）
- (4) 船体構造に溶接される鍛造品及び鋳造品について、証明書の写し
- (5) 船舶の水密性又は風雨密性を保持するための装置（管装置を含む。）に関する図面（2.1.2-1.(1)(q)）
- (6) 防食要領書（2.1.3-1.(3)）
- (7) 水中検査計画書（6.1.2-2.）
- (8) 入渠又は上架計画書（表 B6.1 の 3 項に規定する開口等の位置を含むもの）
- (9) 塗装テクニカルファイル（CSR-B 編 3 章 5 節 1.2.2 及び CSR-T 編 6 節 2.1.1.2）
- (10) 船体防汚システムに係る書類（船体防汚システム規則 2.2.2）
- ~~(10)~~ (11) 各種試験方案，試験結果，計測記録等

3 章 年次検査

3.2 船体、艤装、消火設備及び備品の年次検査

3.2.1 書類及び図書の確認

表 B3.1 を次のように改める。

表 B3.1 確認する書類及び図書

書類又は図書	確認事項
1 ローディングマニュアル	・ C 編 34.1.1 及び 34.3.1 又は CS 編 25.1.1 により備え付けが要求される船舶について、それが本船上に保管されていることを確認する。
2 復原性資料	・ 本船上に保管されていることを確認する。
3 損傷制御図及び小冊子	・ C 編 33 章 により備え付けが要求される船舶について、承認された損傷制御図が本船上に掲示されていること及び小冊子が本船上に保管されていることを確認する。
4 火災制御図	・ 掲示され、適正に格納されていることを確認する。
5 ドア及び内扉に関する操作及び保守マニュアル並びにそれらの設備の閉鎖及び締付けに関する銘板	・ C 編 23 章 及び CS 編 21 章 により備え付けが要求される船舶について； ・ マニュアル：本船上に保管されていることを確認する。 ・ 銘板：掲示されていることを確認する。
6 貨物固縛マニュアル	・ 本船上に保管されていることを確認する。
7 イナートガス装置の取扱い及び動作説明書	・ R 編 4.5.5 によりイナートガス装置の備付けが要求されている船舶について、同説明書が本船上に保管されていることを確認する。
8 曳航及び係留設備配置図	・ C 編 27.2 又は CS 編 23.2 に規定する曳航及び係留設備配置図が本船上に保管されていることを確認する。
9 点検設備に関する手引書	・ C 編 35.2.6 又は CS 編 26.2.6 により備え付けが要求される船舶について、それが船上に保管され、必要に応じて更新されていることを確認する。
10 油タンカー、ばら積貨物船及び危険化学品ばら積船の検査に関する書類	・ 本船上に保管されていることを確認する。

附 則（改正その 3）

1. この規則は、2010 年 7 月 1 日から施行する。

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.6 船上に保持すべき図面等

-5.として次の 1 項を加える。

-5. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる機器について、検査又は検定に合格しているものであることを示す証明書が船舶に備えられていることを確認する。

- (1) 消火ポンプ（非常用消火ポンプを含む）
- (2) 消火ホース及び消火ノズル
- (3) 消火器（予備充填物を含む）
- (4) 消防員装具
- (5) 非常脱出用呼吸具
- (6) 固定式消火装置
- (7) 防火ダンパ及び動力式閉鎖扉
- (8) 固定式火災探知警報装置及び自動スプリンクラ装置
- (9) 防火材料
- (10) 危険物を運搬する船舶に要求される追加の設備（防爆型電気機器、探知装置、完全防護服、持運び式消火器及び水噴霧装置）
- (11) 甲板泡消火装置（ノズル及び泡原液）
- (12) イナートガス装置（持運び式酸素濃度計）
- (13) 貨物ポンプ室の保護に関する機器（温度計測装置及び炭化水素ガス濃度計）
- (14) 乾舷甲板下に設置される水密扉
- (15) 丸窓

附 則（改正その 4）

1. この規則は、2010 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1 つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから 1 年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。

鋼船規則検査要領

B 編

船級検査

要
領

2010 年 第 1 回 一部改正

2010 年 4 月 15 日 達 第 30 号

2010 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

2010 年 4 月 15 日 達 第 30 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

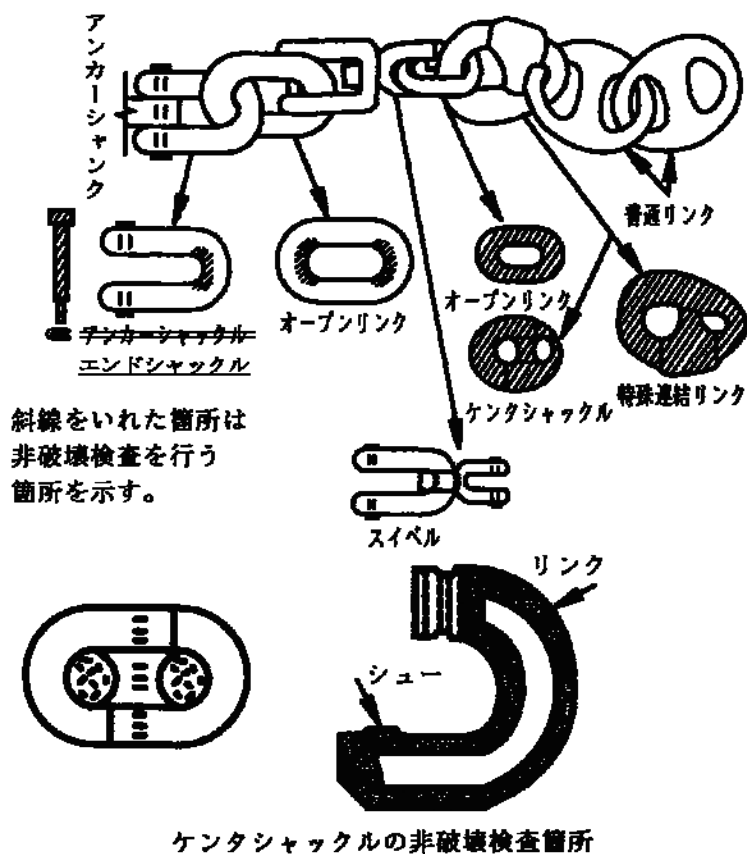
B12 海洋構造物及び作業船等に関する検査

B12.5 定期検査

B12.5.2 船体，艀装，消火設備の定期検査

図 B12.5.2-2.(3)を次のように改める。

図 B12.5.2-2.(3) 非破壊検査箇所



附 則（改正その 1）

1. この達は、2010 年 4 月 15 日から施行する。

B1 通則

B1.1 検査

B1.1.6 を次のように改める。

B1.1.6 検査の項目、範囲及び程度の変更並びに一部省略

~~1. 類似船又は類似タンクで、損傷があった場合は検査の範囲及び程度を拡げることがある。規則 B 編 1.1.6-1.でいう「本会が適当と認める場合」とは、定期的検査又は機関計画検査において、表 B1.1.6-1.に掲げる項目の検査を行う場合をいう。ただし、国際条約に規定される事項又は管轄官庁より指示がある場合については、この限りではない。~~

~~2. タンカー及び危険化学品ばら積船の貨物タンクの圧力試験
一部の貨物タンクについて、検査前の適当な時期に船長又はこれに代る責任者の立会いのもとに、積付時等を利用して規則に定める圧力で圧力試験が行われた場合、次の(1)及び(2)を満すものであるときは、これを定期検査における圧力試験とみなすことがある。この場合、検査員は(1)及び試験の記録に基づき当該隔壁について検査する。~~

~~(1) 試験を行った貨物タンクは、隣接する区画がポンプ室等のように航海中漏洩の有無について乗組員による点検が容易なタンクで、かつ、乗組員による点検の記録があること。~~

~~(2) 前(1)の区画の隔壁は塗装されていること。(漏洩があれば明らかな痕跡が残る隔壁であること。)~~

~~3. 原本をとう載する船舶
原本をとう載する船舶で損傷の激しい場合には、その状況に応じ、次によって損傷の予防を行う。~~

~~(1) 倉内肋骨については次のいずれかの補強を行う。~~

~~(a) 約 2m の間隔で船側縦通材又は倒止肘板を設ける。~~

~~(b) 約 1.5m の間隔で形鋼を縦方向に肋骨の面材に取り付ける。~~

~~(c) 平鋼だけで補強する場合には、150×10mm 程度のものをピッチ 500mm 程度で肋骨の面材に縦方向に取り付ける。~~

~~(2) 外側肘板あるいはばら積み貨物船形の肋骨下部肘板の遊辺上面には、形鋼あるいは平鋼を、適当な間隔で縦方向に取り付ける。~~

~~(3) 船首尾部等で、倉口直下に肋骨がある場合は、さらに適当に補強する。~~

~~(4) 倉内隔壁も前記に準じた補強を行う。~~

~~(5) 内底板上面に内張りのないものには、船底内張りを設ける。(木製で可)~~

~~(6) 倉内の梁柱には特別な保護装置を設ける。~~

~~(7) ブルワークは適当に補強する。~~

~~(8) 倉口縁材のステーを増設する。~~

~~(9) その他しばしば損傷を受けるおそれのある箇所には、あらかじめ保護装置又は補強を施す。(空気管頭、はしご、扉、その他)~~

~~4. 補機及び圧力容器の検査~~

~~現状について行う検査を除き、規則で検査が要求される補機及び圧力容器は、一般に、次のものとする。~~

~~(1) 規則 D 編 1.1.6 (D1.1.6 参照) の重要な補機~~

~~(2) 規則 D 編 10.1.3 の第 1 種及び第 2 種圧力容器並びに重要な用途に用いられる第 3 種圧力容器~~

~~5. 小容量又は小使用頻度の機器の検査~~

~~次の機器については、定期検査時に現状における検査及び運転又は作動状態での検査を行う。これらの検査の結果、必要と認められた場合には開放検査を行う。~~

~~(1) 非常用空気圧縮機及び同駆動機~~

~~(2) ボイラの冷始動装置~~

~~(3) 小型のパッケージボイラに付属する送風機及びポンプ等~~

~~(4) 10kW 以下の電熱式加熱器~~

~~(5) 1m³以下の油タンク~~

~~(6) 潤滑油タンク~~

~~(7) 人力ポンプ（ビルジ用、燃料移送用等）~~

~~6. ボイラ検査では、次の(1)及び(2)によることができる。~~

~~(1) 製造中登録検査を受けた水管式以外のボイラで、登録検査後第 1 回目の検査では、その現状を考慮して、検査員が差し支えないと認める場合に限り、検査方法を参酌することができる。~~

~~(2) 漁獲物の処理に用いられる圧力容器は、製造後 8 年未満のものは、新たに据付けられる場合を除き、検査員の見込みにより検査の方法を軽減することができる。~~

表 B1.1.6-1. 検査項目、範囲及び程度の変更

検査項目	検査の範囲及び程度
1 検査全般	検査の経歴を考慮して、検査の範囲及び程度を上げることがある。
2 類似船又は類似タンク等の検査	類似船又は類似タンクで、損傷があった場合は検査の範囲及び程度を上げることがある。
3 補機及び圧力容器の検査	現状について行う検査を除き、規則で検査が要求される補機及び圧力容器は、一般に、次のものとする。 (1) 規則 D 編 1.1.6 (D1.1.6 参照) の重要な補機 (2) 規則 D 編 10.1.3 の第 1 種及び第 2 種圧力容器並びに重要な用途に用いられる第 3 種圧力容器
4 小容量又は小使用頻度の機器の検査	次の機器については、定期検査時に行う現状検査及び運転試験等の結果、必要と認められた場合には開放検査を行う。 (1) 非常用空気圧縮機及び同駆動機 (2) ボイラの冷始動装置 (3) 小型のパッケージボイラに付属する送風機及びポンプ等 (4) 10kW 以下の電熱式加熱器 (5) 1m ³ 以下の油タンク (6) 潤滑油タンク (7) 人力ポンプ（ビルジ用、燃料移送用等）
5 ボイラ検査	(1) 製造中登録検査を受けた水管式以外のボイラで、登録検査後第 1 回目の検査では、その現状を考慮して、検査員が差し支えないと認める場合に限り、検査方法を参酌することができる。 (2) 漁獲物の処理に用いられる圧力容器は、製造後 8 年未満のものは、新たに据付けられる場合を除き、検査員の見込みにより検査の方法を軽減することができる。
6 その他	その他の検査項目において、特に承認を得た場合は、承認された方法により検査を行う。

~~72.~~ (省略)

~~83.~~ (省略)

~~94.~~ (省略)

B5 定期検査

B5.2 船体、艙装、消火設備及び備品の定期検査

B5.2.2 現状検査

-3.として次の1項を加える。

-3. 規則 B 編 5.2.2-1.の適用上、機関室及び貨物区域の通風筒については、以下に示す検査時期に応じて規定する数の通風筒について、現状検査に加えて内部検査を行うこと。

(1) 建造後5年以下の船舶に対する定期検査（第1回定期検査）

(a) 1個の機関室の通風筒

(b) 1個の貨物区域の通風筒

(c) 検査する通風筒は、検査員が指定する。

(d) 検査員が必要と認める場合、他の通風筒の内部検査を行う。

(2) 建造後5年を超え10年以下の船舶に対する定期検査（第2回定期検査）

(a) 機関室の通風筒の全数

(b) 少なくとも20%の貨物区域の通風筒

(c) 検査する通風筒は、検査員が指定する。

(d) 検査員が必要と認める場合、他の通風筒の内部検査を行う。

(3) 建造後10年を超える船舶に対する定期検査（第3回定期検査及びそれ以降の定期検査）

(a) 全ての通風筒

(b) 前(a)にかかわらず、前5年間で閉鎖装置が交換された事実が実証された通風筒に対しては、内部検査を省略することができる。ただし、前(1)に規定する検査の範囲を下回らないこと。

B5.2.7 を次のように改める。

B5.2.7 圧力試験

-1. ビルジタンク、スラッジタンクその他の類似のタンクは、水タンクとして扱う。

-2. 空気管、測深管等の管類の検査の結果により、これら管類の圧力試験を要求することがある。

-3. タンカーの第3回定期検査及びそれ以降の定期検査では、貨物タンク隔壁に対する圧力試験は、すべての隔壁がいずれかの側から必ず圧力がかかるようにして行われること。

-4. タンカー及び危険化学品ばら積船の貨物タンクの圧力試験において、一部の貨物タンクについて、検査前の適当な時期に船長又はこれに代る責任者の立会いのもとに、積付時等を利用して規則に定める圧力で圧力試験が行われた場合、次の(1)及び(2)を満たすものであるときは、これを定期検査における圧力試験とみなすことがある。この場合、検査員は(2)及び試験の記録に基づき当該隔壁について検査する。

(1) 試験を行った貨物タンクに隣接する区画が、ポンプ室等のように航海中漏洩の有無について乗組員による点検が容易なタンクであること。

(2) 乗組員による点検の記録があること。

~~45.~~ 燃料油タンク、潤滑油タンク及び清水タンクに対する圧力試験において、船長が規則 B 編 5.2.7 に従って圧力試験を実施し、異状が認められなかったと書面で報告した場合、検査員は当該タンクが現状良好と認めて差し支えない。

附 則（改正その 2）

1. この達は、2010 年 4 月 15 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

B2 登録検査

B2.5 登録事項の変更

B2.5.1 を次のように改める。

B2.5.1 改造検査

~~-1. 規則 B 編 2.5.1 にいう「改造」とは、例えば縦強度又は復原性等に影響を及ぼすような改造をいう。~~規則 B 編 2.5.1 の適用上、「船舶の主要な要目等に影響を及ぼす改造等を行う場合」（以下、「主要な改造を行う場合」という。）については、本会又は船籍国主管庁が特に指示する場合を除き、以下を原則とする。

- (1) 主要な改造とは、例えば次の場合をいう。ただし、これらに限定するものではない。
 - (a) 船舶の寸法を変更する場合。例えば、新しい船体を挿入して船体延長を行う場合等。
 - (b) 船舶の種類を変更する場合。例えば、タンカーからばら積貨物船への変更等。
 - (c) 船舶の区画要件への適合性に影響を及ぼすような構造上の変更を行う場合。このとき、変更後の船舶における、規則 C 編 4.2 に示す船舶の要求区画指数 (R) 及び船舶の到達区画指数 (A) は、変更後の船舶について計算した A/R が変更前の船舶について計算した A/R より小さくならないことを示すこと。ただし、変更前の船舶の A/R が 1 以上の場合については、変更後の船舶について計算された A/R が 1 以上であればこの限りでない。
- (2) 主要な改造を行う場合、本規則で別に定める場合を除き、新たに造られる又は改造される船体構造、機関及び装置については、改造等の時点で有効な要件に適合したものとする。例えば、船体延長を行う場合、新しい船体は当該改造の時点で有効な要件に適合したものとするとともに、船の長さを変更となることにより影響を受けるその他の要件（例えば、縦強度、艀装数等）にも適合することを要する。
- (3) 「改造の時点で有効な要件」とは、本会が特に指示する場合を除き、次のいずれかの日以降に建造開始段階にある船舶に適用される要件とする。
 - (a) 当該改造工事に係る契約が結ばれる日
 - (b) 改造工事に係る契約日が存在しない場合、当該工事と認識し得る工事が開始された日

~~-2. 規則 B 編 2.5.1 の適用上、シングルハルタンカーからダブルハルタンカー又はばら積貨物船（鉱石運搬船を含む。）に改造を行う場合の規則要件の適用については、本会又は船籍国主管庁が特に指示する場合を除き、前-1.の規定によるほか、以下によること。~~

- (1) 規則 C 編 4 章に規定する区画に関する要件については、改造後の船舶の種類等に応じて該当する要件を適用する。
- (2) 復原性に関する要件については、以下によること。
 - (a) ダブルハルタンカーに改造する場合、引き続き海洋汚染防止のための構造及び設備規則 3 編 3.2.2 の規定に適合すること。
 - (b) ばら積貨物船に改造する場合、(5)によること。
- (3) 規則 C 編 25.2.2 に規定する海水バラストタンク等の塗装要件については、海水バラストタンク等の内部の構造全てが新たに造られる場合を除き、適用することを要

しない。

- (4) 規則 C 編 27.2 に規定する曳航及び係留のための設備に関する要件については、以下によること。
 - (a) 現存の曳航及び係留のための設備のみを移設する場合、当該設備の支持構造のみ上記要件を適用する。
 - (b) 曳航及び係留のための設備を全面的に移設及び更新する場合を除き、安全使用荷重の標示及び曳航及び係留設備配置図を備え付けることを要しない。
- (5) ばら積貨物船に改造する場合、規則 C 編 31A 章及び 34.2 の規定を適用すること。ただし、規則 C 編 31A.6.1-1.(2)に規定する点検設備に関する要件については(6)によること。
- (6) 規則 C 編 35 章に規定する点検設備に関する要件については、実質的な新しい船体構造を加える場合を除き、適用することを要しない。ここでいう「実質的な新しい船体構造を加える場合」とは、現存の貨物エリア内の船体構造を全て新替える場合、又は現存の貨物エリアに新しい船底構造若しくは外板構造を加えてダブルハル化する場合をいう。この場合、新たに承認された点検設備に関する手引書を備えること。
- (7) ばら積貨物船に改造する場合、規則 D 編 13.5.10 及び 13.8.5 に規定する排水設備及び水位検知警報装置に関する要件を適用すること。
- (8) 規則 W 編 2.1 に規定する船橋視界に関する要件については、船首部の構造に変更があった場合にのみ適用すること。
- (9) 規則 R 編の防火構造、脱出設備及び消火設備に関する要件は、改造を行った箇所のみについて適用することとして差し支えない。

-3. 規則 B 編 2.5.1 の適用上、「本会が特に認める場合」については、新しい要件への適合することが困難であると本会が認める場合であって、かつ、船籍国主管庁が当該要件の適用を斟酌することを認める場合とする。

-24. 改造前の復原性試験の成績等により、改造後の復原性に関して十分信頼できる情報が得られると認められる場合には、改造後の船舶について B2.3.2-5.の規定を準用して復原性試験を省略することができる。

附 則（改正その 3）

- 1. この達は、2010 年 4 月 15 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
- 2. 施行日前に改造の契約を行った船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

B3 年次検査

B3.2 船体，艙装，消火設備及び備品の年次検査

B3.2.1 を次のように改める。

B3.2.1 書類及び図書の確認

~~規則 B 編 3.2.1 表 B3.1 に掲げる書類及び図書に加えて，油タンカー，ばら積貨物船及び危険化学品ばら積船では，B1.4.2-6 に示す資料の管理状況も確認する。~~

-1. 規則 B 編 3.2.1 表 B3.1 でいう「C 編 33 章により備え付けが要求される船舶」とは，次の船舶をいう。

(1) 1992 年 2 月 1 日以降建造開始段階にあった，国際航海に従事し，かつ，総トン数が 500 トン以上の，専ら液体を運送する船舶以外の貨物船

(2) 2009 年 1 月 1 日以降建造開始段階にあった，総トン数が 500 トン以上の船舶

-2. 規則 B 編 3.2.1 表 B3.1 でいう「油タンカー，ばら積貨物船及び危険化学品ばら積船の検査に関する書類」とは，B1.4.2-6.に示す書類をいう。

B5 定期検査

B5.2 船体，艙装，消火設備及び備品の定期検査

B5.2.7 圧力試験

-3.を次のように改める。

-3. タンカーの第 3 回第 2 回定期検査及びそれ以降の定期検査では，貨物タンク隔壁に対する圧力試験は，すべての隔壁がいずれかの側から必ず圧力がかかるようにして行われること。

附 則（改正その 4）

1. この達は，2010 年 7 月 1 日から施行する。

B1 通 則

B1.1 検査

B1.1.3 船級維持検査の時期

-5.(9)を次のように改める。

-5. 規則 B 編 1.1.3-3.(5)に該当する臨時検査については、次による。

(9) 固定式炭酸ガス消火装置の安全対策

1994 年 10 月 1 日前に建造開始段階にあった船舶に設置された固定式炭酸ガス消火装置であって、機関区域又は貨物ポンプ室を保護するために備えられているものについては、2010 年 1 月 1 日以降最初に予定されている入渠又は上架の時期までに、**規則 R 編 25.2.2-2.(1)及び(2)**に規定される要件に適合していることを、検査により確認を受ける。ただし、国際航海に従事しない船舶にあつては、規則 R 編 25.2.2-2.(1)及び(2)に規定される要件に代えて、本会が適当と認める対策を認めることがある。

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.4 工事の検査

-3.を次のように改める。

-3. 規則 B 編 2.1.4-1.(8)にいう消火設備の検査においては、次のことを行う。ただし、船内において、性能の確認が容易でないと認められる場合には、製造工場における本会検査員による検査に代えることができる。

- (1) 本会承認の消防設備図のとおりに設備されていることを確認する。
- (2) 火災制御図が正しく掲示されていることを確認する。
- (3) 消火装置、火災探知装置及び手動火災警報装置

(a) (省略)

(b) 固定式炭酸ガス消火装置

- i) 高圧式炭酸ガス消火装置にあつては次に掲げる試験を行う。~~なお、低圧式炭酸ガス消火装置にあつては「消火用液化炭酸ガスの低圧貯蔵容器及びその付属装置に関する検査要領」に定める試験を行う。~~

ii) 気密試験

配管の気密試験を行う。試験圧力は始動ライン及び集合管から切換弁までは 3.5MPa 、切換弁から開口端までは 1.0MPa で行う。

iii) 通気試験

配管の通気試験を行い、通気状態が良好であることを確認する。(空気を 사용하여よい。)

iv) 警報装置の作動試験

警報装置の効力を確認する。

- ii) 低圧式炭酸ガス消火装置及び付属装置にあつては、規則 D 編の該当規定によるほか次に掲げる試験を行う。

1) 製造工場における試験

炭酸ガス容器は、水圧試験終了後、溶接線に対し、磁粉探傷試験を行い、その後、付属品と共に設計圧力で気密試験を行うこと。

2) 船内における試験

a) 分配器からノズルまでの間の管は、船内で組立て終了後、気密試験及び通気試験を行うこと。試験圧力は 1.0MPa とする。

b) 炭酸ガス貯蔵装置は、船内据付け後、炭酸ガスを充填した状態で、炭酸ガスの漏えいの有無、警報装置、圧力計測装置及び液面計測装置の作動状態の確認を行うこと。

c) 冷蔵装置は、船内据付け後、炭酸ガスを充填した状態で、圧力制御機能の確認を含め、運転試験を行うこと。

((c)から(i)は省略)

附属書 B2.3.2 傾斜試験に関する検査要領

1.2 試験の準備

1.2.5 を次のように改める。

1.2.5 傾斜おもり

- 1. 原則として、傾斜おもりは、4 つ以上の固体おもりとすること。ただし、固体おもりを使用することが實際上不可能な場合、バラスト水の移動による方法を認める。また、このような場合には、事前に計算方法を含む詳細な手順を本会に提出すること。
- 2. 固体おもりの重量は、**1.3.3-1.**の規定を満足できるものとする。また、各固体おもりは、ほぼ同様の重量とすること。
- 3. 固体おもりは、水を通さず、コンパクトなものとし、重心位置が正確に推定できるものとする。
- 4. 各固体おもりに、識別番号をつけ校正された計測装置により、~~検査員の満足する方法で~~重量測定を行うこと。この場合、各固体おもりの識別番号、重量、重量計測日、測定装置及びその校正日が記載された書類を作成し、検査時に当該書類を検査員に提示できるようにしておくこと。

附 則（改正その5）

1. この達は、2010 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%*のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
*高速船については、1%を 3%に読み替える。

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.6 船上に保持すべき図面等

-3.として次の 1 項を加える。

-3. 規則 B 編 2.1.6-5.に規定する証明書については、個々の機器・装置等に対して発行された証明書又は登録検査時に有効な型式証明書等とすること。消火ポンプについては、船上搭載後の射水試験の成績書として差し支えない。なお、就航後に本船上の機器・装置等が更新されない限り、これらの証明書を更新することを要しない。

附 則（改正その 6）

1. この達は、2010 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
* 建造契約とは、最新の IACS Procedural Requirement (PR) No.29 に定義されたものをいう。

IACS PR No.29 (Rev.0, July 2009)

英文（正）

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder. For the purpose of this Procedural Requirement, vessels built under a single contract for construction are considered a “series of vessels” if they are built to the same approved plans for classification purposes. However, vessels within a series may have design alterations from the original design provided:
 - (1) such alterations do not affect matters related to classification, or
 - (2) If the alterations are subject to classification requirements, these alterations are to comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are contracted between the prospective owner and the shipbuilder or, in the absence of the alteration contract, comply with the classification requirements in effect on the date on which the alterations are submitted to the Society for approval.The optional vessels will be considered part of the same series of vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.
4. If a contract for construction is amended to change the ship type, the date of “contract for construction” of this modified vessel, or vessels, is the date on which revised contract or new contract is signed between the Owner, or Owners, and the shipbuilder.

Note:

This Procedural Requirement applies from 1 July 2009.

仮訳

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号（船番等）は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使によるシリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、1 つの建造契約書に基づく船舶が同一の承認図面によって建造される場合は、シリーズ船と見なす。しかしながら、以下の条件を満たす設計変更にあっては、シリーズ船は原設計から設計変更を行うことができる。
 - (1) 設計変更が船級要件に影響を及ぼさない、又は、
 - (2) 設計変更が船級規則の対象となる場合、当該変更が予定所有者と造船所との間で契約された日に有効な船級規則に適合している、又は設計変更の契約が無い場合は承認のために図面が船級協会に提出された日に有効な船級規則に適合している。オプションによる建造予定船は、シリーズ船の建造契約が結ばれてから 1 年以内にオプションが行使される場合、シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。
4. 船舶の種類の変更による建造契約の変更があった場合、改造された船舶の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で契約変更又は新規契約のサインが交わされた日をいう。

備考：

1. 本 PR は、2009 年 7 月 1 日から適用する。